

農業委員 および

農地利用最適化推進委員の推薦および募集

周防大島町では、令和5年7月19日をもって現農業委員会委員が任期満了となるため、次期農業委員および農地利用最適化推進委員の推薦および募集を行います。

農業委員

- 定数 14人
- 任期 令和5年7月20日～令和8年7月19日
(3年)
- 対象者
農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方で共通事項の資格要件を満たす方
- 主な職務等
 - ・農地の権利移動、転用の許可等の審議および決定ならびにこれらに関する現地調査
 - ・農地の利用調整、担い手の確保・育成、遊休農地の発生防止・解消
 - ・地域計画の策定に向けた意向把握、話し合いへの参加の呼びかけ・準備等
 - ・その他農業に関する調査および情報提供ならびに研修会等への参加

農地利用最適化推進委員

- 定数 21人
- 任期 令和5年7月～令和8年7月19日
(農業委員の任期満了の日まで)
- 対象者
農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方で共通事項の資格要件を満たす方
- 主な職務等
 - ・担当地域内の農地の権利移動、転用の許可等への意見具申、これらに関する現地調査
 - ・農地の利用調整、担い手の確保・育成、遊休農地の発生防止・解消
 - ・地域計画^{*}の策定に向けた意向把握、話し合いへの参加の呼びかけ・準備等
 - ・その他農業に関する調査および情報提供ならびに研修会等への参加

共通事項

- 推薦および募集の期間
令和5年1月6日(金)～2月10日(金)
- 資格要件
 - 次の要件に該当する方
 - ・町内に住所を有する方。ただし、業務の遂行に支障がなく、特別な事情がある場合はこの限りではありません。
 - ・町が設置する他の附属機関等の委員で兼務が禁止されていない方
 - ・町の常勤の職員でない方
 - ・タブレット端末を取り扱うことに支障がない方
 - なお、次のいずれかに該当する場合は委員となることができません。
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
- 推薦および応募の方法
推薦書または応募申込書に必要事項を記入し、関係書類を添えて、推薦および募集の期間内に郵送(必着)または直接お届けください。直接お持ちになる場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までをお願いします。
※詳しくは、町ホームページの「周防大島町農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の実施について」をご覧ください。
- 推薦および募集に係る書類等
推薦書、応募申込書等の用紙は農業委員会事務局で配布しています。また、町ホームページからもダウンロードできます。
- 書類の提出先・問い合わせ
〒742-2301 周防大島町久賀5134番地
農林水産課内
周防大島町農業委員会事務局
☎0820(79)1002

^{*}地域計画とは、農家への意向把握を基に、話し合いを通じて「将来誰が農地を利用するのか」「地域農業をどのように維持・発展していくか」などを集落ごとに定め、目標地図と共に作成する計画です。